

平成30年度 契約情報（随意契約理由）

平成31年3月31日現在

善通寺市総務部総務課

契約方法	件名	施工場所	契約日	契約金額（円） （税込み）	請負業者	随意契約によることとした理由
随意契約	善通寺市農業振興センター等除却工事監理業務	善通寺市文京町二丁目地内	H30.5.31	1,134,000	(株) 東畑建築事務所 大阪事務所	善通寺市農業振興センター等除却工事の設計図及び設計内訳書に精通し、円滑に業務を行うことができる当該工事実施設計の受託者と随意契約により契約を締結するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
随意契約	善通寺市立中央小学校外壁等改修工事監理業務委託	善通寺市文京町四丁目地内	H30.6.15	2,592,000	(有) 零建築設計事務所	善通寺市立中央小学校外壁等改修工事の設計図及び設計内訳書に精通し、円滑に業務を行うことができる当該工事実施設計の受託者と随意契約により契約を締結するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
随意契約	未来クルパーク21屋上防水等改修工事監理業務委託	善通寺市原田町地内	H30.9.19	1,071,360	(有) 落合調査設計一級建築士事務所	未来クルパーク21屋上防水等改修工事の設計図及び設計内訳書に精通し、円滑に業務を行うことができる当該工事実施設計の受託者と随意契約により契約を締結するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
随意契約	公共下水道管渠布設工事（金蔵寺町本村地区その2）	善通寺市金蔵寺町地内	H30.11.1	2,862,000	栄進建設（株）	本工事は香川県発注の県道善通寺府中線（金蔵寺工区）道路改修工事の施工範囲に下水道管渠を埋設するものであり、工程の簡素化による工事費の削減及び工期の短縮を図るため、県工事の請負業者と契約するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
随意契約	善通寺市立中央小学校自転車置場改修工事	善通寺市文京町四丁目地内	H30.11.1	3,248,640	大企建設（株）	本工事は、善通寺市立中央小学校自転車置場と一体となったブロック塀の改修であり緊急を要したため、同校外壁等改修工事の請負業者と契約するものである。当該請負業者と契約することにより、工程の簡素化による工事費の削減及び工期の短縮を図ることができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
随意契約	善通寺市武道館トイレ改修工事監理業務委託	善通寺市文京町四丁目地内	H31.2.15	486,000	(株) 真鍋令建築設計事務所	善通寺市武道館トイレ改修工事の設計図及び設計内訳書に精通し、円滑に業務を行うことができる当該工事実施設計の受託者と随意契約により契約を締結するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)